

所得の種類(所得の種類は **10** 種類あります)

1. 利子所得 公債、社債、預貯金などの利子

$$\text{【利子所得の金額】} = (\text{収入金額})$$

2. 配当所得 株式の配当など

$$\text{【配当所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{株式などの元本取得のために要した負債の利子})$$

3. 不動産所得 家賃、地代、権利金など

$$\text{【不動産所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{必要経費})$$

4. 事業所得 事業をしている場合に生じる所得

$$\text{【事業所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{必要経費})$$

5. 給与所得 サラリーマンの給料など

$$\text{【給与所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{給与所得控除額※})$$

6. 退職所得 退職金、一時恩給など

$$\text{【退職所得の金額】} = \{(\text{収入金額}) - (\text{退職所得控除額})\} \times 1/2$$

7. 山林所得 山林の伐採や山林を売って得た所得

$$\text{【山林所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{特別控除額})$$

8. 譲渡所得 土地、家屋などの不動産や貴金属や権利といった動産を売って得た所得

$$\text{【譲渡所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{資産の取得価額などの経費}) - (\text{特別控除額})$$

(注)不動産の譲渡は分離課税、動産の譲渡は総合課税として計算します。

5年以上保有している場合は長期譲渡所得、5年未満の場合は短期譲渡所得となります。

(総合課税の長期譲渡所得は1/2の額が課税対象です)

9. 一時所得 賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など

$$\text{【一時所得の金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{特別控除額})$$

(注)課税対象額は一時所得の金額の1/2の額となります。

10. 雑所得 公的年金所得および1~9以外の所得

$$\text{【公的年金の所得金額】} = (\text{公的年金等の収入金額}) - (\text{公的年金等控除額※})$$

$$\text{【その他の所得金額】} = (\text{収入金額}) - (\text{必要経費})$$

(注)【公的年金の所得金額】と【その他の所得金額】の合計が雑所得となります。

※給与所得控除

給与所得者については、必要経費に代わるものとして、給与等の収入金額に応じ給与所得控除額を計算します。

※公的年金等控除

公的年金等とは、各法律又は制度に基づく年金や恩給などをいいます(国民年金、厚生年金、各種共済年金などがこれにあたります)。公的年金等の受給者については、年齢(前年12月31日現在)及び公的年金等の収入金額に応じ公的年金等控除額を計算します。